

# 小川敏夫法相による 死刑執行に抗議する緊急集会

日時 2012年4月5日(木) 19時00分から 文京区民センター

主催・死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90

(社) アムネスティ・インターナショナル日本

NPO 法人監獄人権センター

「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク

死刑に異議あり！キャンペーン

## 3月29日に死刑を執行された方

松田康敏さん(44歳) 福岡

宮崎2女性強盗殺人事件(2001.11.25/12.7)

1968年2月23日生まれ

2003年1月24日 宮崎地裁(小松平内)にて死刑判決

2004年5月21日 福岡高裁宮崎支部(岡村稔)にて死刑判決

2007年2月6日 最高裁(那須弘平)にて上告棄却、死刑確定

第4回大道寺幸子基金絵画部門で2点の絵画が優秀賞、第6回で絵画「タイムスリップ あの時代へ」が奨励賞、第7回で絵画「生死の境」が奨励賞を受賞

上部康明さん(48歳) 広島

1964年3月6日生まれ

下関駅5人殺害10人傷害事件(99.9.29)

2008年7月11日 最高裁(今井功)

2005年6月28日 広島高裁(大淵敏和)

2002年9月20日 山口地裁下関支部(並木正男)

一審の精神鑑定では、心神耗弱とするものと責任能力があるとするものと2つに結果が分かれたが、判決は責任能力を認めた。

古澤友幸さん(46歳) 東京

1965年4月7日生まれ

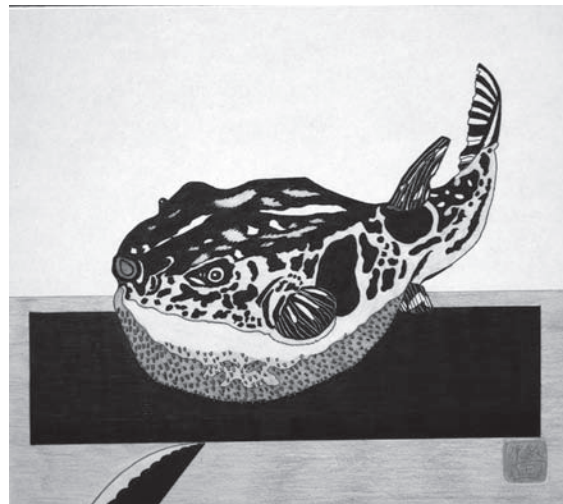
横浜一家3人刺殺事件(02.7.31)

2007年11月15日 最高裁(甲斐中辰夫)

2005年5月24日 東京高裁(安広文夫)

2004年3月30日 横浜地裁(小倉正三)

現在の死刑確定者数 131人(4月5日現在)



松田康敏『まな板の上のフグ』2007年

## (集会へのメッセージ)

上部さんは、再審請求に意欲的でした。私宛に当時の証拠を送ってくれたりもしました。

ところが、私と藤井弁護士が広島拘置所へ再審打合せの為に接見に行ったところ、拘置所はこの接見に立会人を付けてきました。我々は、この不当な扱いに抗議しましたが改善されないため、国賠を提起することにしました。

上部さんも国賠を提起することに同意してくれて、上部さん自身も原告に加わってくれました。その後、上部さんによると広島拘置所職員の上部さんに対する態度が明らかに変わったそうです。広島拘置所は、上部さんに「再審請求の打合せに立会人が付いても特に支障はありませんでした」という文書を書かせるなど、国賠訴訟に対する妨害を始めました。

ある日、上部さんが再審請求もしたくないし、国賠訴訟も取り下げたいと言ってきました。明らかにそれまでの態度が変わりました。広島拘置所内で何があったのかは分かりません。その日以降、我々との接見は拒否し、手紙も受け取らない状態が続いていました。

しかし、私と藤井弁護士による国賠訴訟は、現在広島地裁に係属中です。これから、拘置所職員の証人尋問が始まり、上部さんにどういう心境の変化があったのかを聞くことが出来る前に、上部さんは執行されました。

つまり、上部さんは我々再審請求弁護士と立会人のない秘密接見が出来る状態を獲得する前に、再審請求の為に弁護人の助言を得る前に、国は執行したのです。

国は、一方では、再審請求の為に弁護人との接見を制限することにより再審請求を妨害し、他方で再審請求に意欲的だった上部さんの生命を奪ったのです。

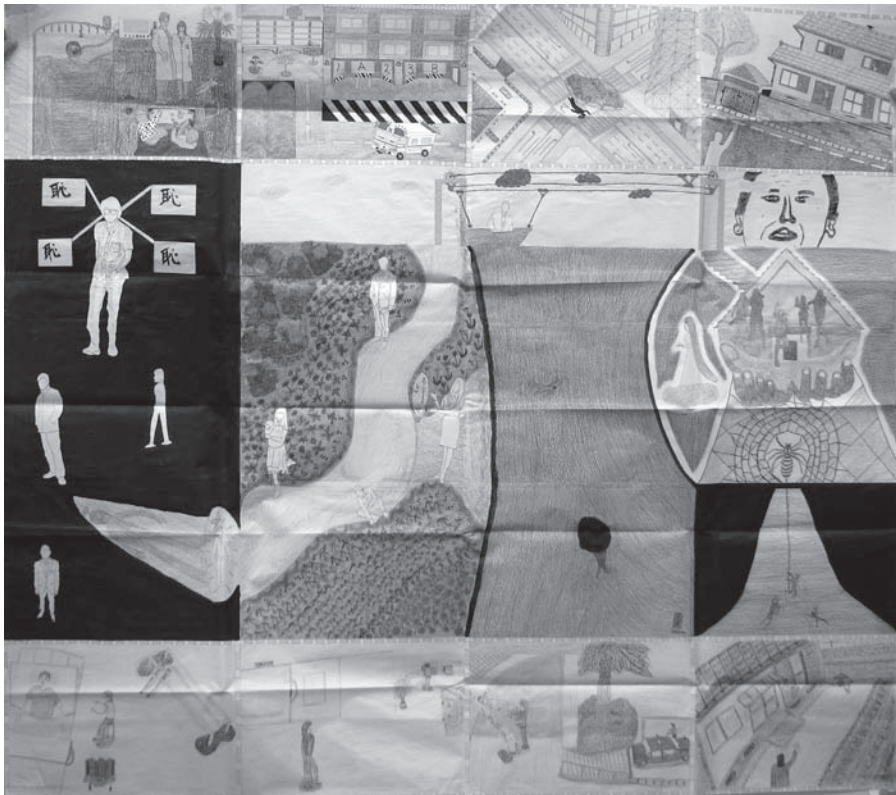
上部さん、僕の力が足りなくて本当に申し訳ありません。

僕に出来るのは、現在係属中の国賠訴訟を通じて広島拘置所の不当性を明らかにして勝訴し、上部さんの次の犠牲者を出さないようにすることだけです。

久保豊年

松田康敏さん大道寺幸子基金応募作品全リスト

応募年	作品名	サイズ	受賞	その他
2006年	がく紫陽花	色紙 272 × 242		
2006年	つげの木	色紙 272 × 242		
2007年	[女性 背景赤]	色紙		
2007年	日本に死刑制度がある限り	色紙		
2007年	[女性 背景青]	色紙		
2007年	まな板の上のフグ	色紙		
2008年	17歳時に育てた山野草		優秀賞 (2点)	
2008年	闇夜に咲く白いボタン	A4 横長	優秀賞 (2点)	
2008年	クリスマスプレゼント [三色飴]	A4 横長		
2009年	母の祈り	色紙		
2009年	ミラクル	色紙		
2009年	スティッチのはじらい	色紙		
2009年	二人は仲好し	A4 縦長		
2009年	住職と孫の七五三参り	A4 縦長		
2009年	小さくなった名探偵	色紙		
2009年	Mickey&His Friends	色紙		
2010年	タイムスリップ あの時代へ	H101 × W116cm [A4・16枚]	奨励賞	コメント別紙3枚
2010年	バカボンのお正月	色紙		
2010年	アイリスの花	色紙		
2010年	アサガオの花	色紙		
2010年	キクの花	色紙		
2010年	祈りの母	色紙		
2011年	生死の境	A4 20枚張り合わせ	奨励賞	
2011年	富士山と梅	A4 横長		
2012年	万年カレンダー			
2012年	海幸山幸	屏風		
2012年	豊後二見ヶ浦			



『生死の境』2011年



2008年

## 松田康敏さんの作品から



『タイムスリップあの時代へ』2010年



「三色飴」2008年



フォーラム90の死刑確定者へのアンケートにたいして送られて来た自画像 (2011年7月)

# 上部康明さんのエッセイ

## 自殺する権利がある

### 広島拘置所 上部康明

私は、犯行の約15分前に丁度120錠の睡眠薬をペットボトルのミネラルウォーターで飲んでいる。睡眠薬120錠は、致死量であると信じ込んでいた。だから、この時点で完全に自殺が成立している。

何故か生き残ってしまった。それは、睡眠薬120錠が致死量ではなかったからです。でも、医師によると死んでもおかしくなかったそうです。

勾留生活というものは、決して私の望むところではない。私は、あくまでも今すぐ致死量の睡眠薬を飲んで自殺したいです。私は、勾留生活を望んで事件を起こしたわけではなくて死亡を望んで事件を起こしたのです。

ですから、こういう特殊な事件では逮捕されたこと自体、納得が行かないのですが、やむを得ず逮捕したとしても本人が納得の行くように刑事訴訟法を改正して致死量の睡眠薬を飲ませて死なせる『自殺処分』という処遇を新しく作って適用させるべきである!!それができない日本人全員は、死刑である!!

(2006年7月22日付で第2回表現展に応募した作品)

上部さんは2005年には「猫」という「中庭を猫が歩いている」で始まる20行の詩を応募している。

## 古澤友幸さんの手紙

(以下に掲載するのはフォーラム90が2011年6月に全死刑確定者に対して実施したアンケートへの回答である。)

「死刑囚からあなたへ2011」アンケート届きました。ありがとうございます。

せっかく作って頂いたアンケートなのですが、東北地方太平洋沖地震にて、死者1万5000人以上、行方不明7000人以上、そして避難されている方が11万人以上であり、被災地で生活している方々がいまだに不自由で苦難な生活をしているなかで、私は死刑確定者という身分で有りながら、毎日、3食も食事を頂き、入浴もさせて頂いています。

納税の義務を果たしていない私が、大切な血税にて生かされて、罪のない被災地の方々が苦勞されていることを考えると、とてもこのアンケートに答える気持ちになりません。

申し訳ありませんが、今回は辞退させていただきます。敬具  
(2011年7月3日)

## ◎フォーラム90

### 抗議声明

本日(3月29日)、松田康敏さん(44歳:福岡拘置所)古澤友幸さん(46歳:東京拘置所)上部康明さん(48歳:広島拘置所)に死刑が執行されたことに対し、強く抗議する。

2010年7月27日から1年8ヶ月間、3人の法務大臣によって、死刑執行停止状態が継続され、法務省内では、死刑の是非を巡って勉強会が続けられてきた。そして、この勉強会がきっかけとなって、死刑制度について政府や国会だけでなく、広く社会一般に議論が広がるのが期待されていた。

しかるに、小川敏夫法務大臣は、十分な議論もまったくないまま、検察・法務官僚に指示されるままに勉強会を終了させ、死刑を再開した。これは、官僚主導を廃し政治主導の政治を目指すという民主党政権のマニフェストに真っ向から反するものであって、およそ許されないことである。

また、就任後わずか2ヶ月間しか経過していない段階での十分な記録の検討もされないままの拙速を極めた執行であり、慎重のうえにも慎重でなければならないという法務大臣の職責を放棄するものであって、強く非難されなければならない。

小川法務大臣は、死刑執行後の記者会見で、「刑罰権は国民にある。国民の声を反映するという裁判員裁判でも死刑が支持されている」と述べたが、これはまったくの誤りである。死刑の是非は、国民の支持・不支持によって決められるものではない。民主主義の理念と人道主義のもとに高度な政治的な判断によって決められるべきものである。

上部さんは、一審の段階で心神耗弱の精神鑑定が出されていた。松田さんも知的に限界級と鑑定されていた。いずれも責任能力の有無について、死刑の判決の是非が問われていたケースである。とりわけ、松田さんの場合は、弁護人に再審請求を依頼し、弁護人もその準備に着手していた。上部さんは、再審弁護人との接見において秘密交通権が保証されていないことに対して、これを違法として国賠訴訟を提起したこともあった。死刑執行は当然に回避されるべきケースであった。

死刑には犯罪抑止の効果はなく、また、被害者の救済や社会の平穩にも資するものではない。死刑は人道と民主主

義に反する。

私たちは、死刑の廃止を願う多くの人たちとともに、また、小川法務大臣に処刑された松田さん、古澤さん、上部さんに代わり、そして、死刑執行という苦役を課せられている拘置所の職員に代わって、小川法務大臣に対し、強く、強く抗議する。

2012年3月29日

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

## ◎アムネスティ・インターナショナル日本 死刑執行に対する抗議声明

アムネスティ・インターナショナル日本は、本日、東京拘置所の古澤友幸氏、広島拘置所の上部康明氏そして福岡拘置所の松田康敏氏の3人の死刑確定者に対して死刑が執行されたことについて抗議する。特に、死刑執行のなかった翌年に死刑執行を行ったことは、死刑執行に固執する政府の意思表示ともいえるものであり、強く抗議する。

今回の執行に対しては、以前から間近の執行が危惧されていたため、アムネスティはUA（緊急行動）を起こし、小川法相と政府に対し、執行をしないよう求めていた。そして、世界中のアムネスティの会員から、当局に対して、執行停止などを求める要望が寄せられていた。

小川法相は、本年1月の就任直後の会見で「大変つらい職務だが、職責を果たしていくのが責任だ」と述べ、執行に積極的な考えを明言していた。さらに、小川法相は3月、死刑の在り方について議論をしてきた省内の勉強会を、意見は出尽くしたとして打ち切った。「死刑制度の見直しについては大いに議論しなければならない」としながらも、勉強会に代わる議論の場を示すことがないまま、今回の執行に踏み切ったのである。一方で人を処刑しながら、他方で死刑についての議論を行うという行為は矛盾しており、執行を続けながらの検討では、死刑の正当化を後押しするものになるとの危惧を抱かざるを得ない。

確かに、死刑は我が国の法に定められた刑罰であり、小川法相は、法にのっとった執行をなすべきことが法相の職責であると主張する。しかし、法の内容が国際人権基準に反するものである場合には、その法を改正すべく努力することもまた、政府、法相および法務省に課せられた義務である。政府および法相は政治的リーダーシップを発揮し、死刑執行の停止を維持した上で、勉強会での成果を踏まえて議論を国会等の場に移し、死刑制度について、より開か

れた国民的議論を喚起するよう速やかに努力すべきである。

アムネスティは、あらゆる死刑に例外なく反対する。死刑は生きる権利の侵害であり、究極的な意味において残虐で非人道的かつ品位を傷つける刑罰である。アムネスティは日本政府に対し、死刑廃止への第一歩として、公式に死刑の執行停止措置を導入するよう要請する。

日本政府は、国際人権諸条約の締約国として、死刑に頼らない刑事司法制度を構築する国際的な義務を負っていることを再確認しなければならない。そして、日本政府は、生きる権利をはじめとする人権保障の大原則に立ち戻り、死刑の執行を停止し、死刑廃止に向けた国民的議論を速やかに開始すべきである。

2012年3月29日

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本

## ◎ NPO 法人監獄人権センター C P R

### 小川敏夫法務大臣による死刑執行に 抗議する

2012年3月29日

小川敏夫法務大臣による死刑執行に抗議する

NPO 法人監獄人権センター  
代表 村井敏邦  
事務局長 田鎖麻衣子

野田内閣の小川敏夫法相は本日（3月29日）、古沢友幸さん（東京拘置所）、上部康明さん（広島拘置所）、松田康敏さん（福岡拘置所）の3名に対し、死刑を執行した。今回の執行は小川法相が2012年1月に就任して以来、初めての死刑執行で、民主党政権下では2010年7月28日の千葉元法務大臣による死刑執行以来、1年8カ月振り2度目の執行となった。

政権党である民主党はその「政策インデックス2009」において、次のように掲げている。「死刑存廃の国民的議論を行うとともに、終身刑を検討、仮釈放制度の客観化・透明化をはかります。死刑制度については、死刑存置国が先進国中では日本と米国のみであり、EUの加盟条件に死刑廃止があがっているなどの国際的な動向にも注視しながら死刑の存廃問題だけでなく当面の執行停止や死刑の告知、執行方法などをも含めて国会内外で幅広く議論を継続していきます。」

その後、2011年10月、衆議院内閣委員会において、藤村修官房長官は、平岡秀夫前法相が死刑執行に慎重姿勢を示していることに関し、「野田内閣において死刑を廃止する方針はまったくない」と表明し、平岡大臣にかわり2012年

1月に就任した小川法相は、「大変辛い職務ではあると思うが、職責をしっかりと果たしたい」と死刑執行に積極的な発言をしてきた。これらは民主党の政権公約に反するばかりか、死刑廃止に向かう国際的な潮流にも逆行するものであった。

さらに法務省では2010年8月より2011年11月まで「死刑の在り方についての勉強会」を開催してきたが、小川法相は2012年3月に打ち切りを決め、報告書を公表した。報告書では「死刑制度の存廃に関する主張については、廃止論と存置論で大きく異なっており、そしてそれぞれの論拠については各々の哲学や思想に根ざしたものであり、一概にどちらか一方が正しく、どちらか一方が誤っているとは言えないものであるように思われる」としながら、他方で、勉強会では死刑冤罪被害者からの意見を聴取しないなど極めて不十分なものであり、敢えて打ち切りを強行したことは、執行準備のための措置であったと言わざるを得ない。

死刑廃止は今や国際的な趨勢である。これまでに国際人権基準の審査において、再三にわたり日本の死刑制度について勧告等を受けており、国連総会も繰り返し死刑廃止を視野に入れた死刑執行停止を求めている。2010年7月以来の死刑執行の事実上の停止状態は国際的に高く評価されていたところであり、今回の死刑執行は国際人権基準から見た日本の評価を失墜させることになった。

監獄人権センターは今回の死刑執行に強く抗議するとともに、死刑執行の停止、そして死刑制度廃止の政策的実現に向け、今後とも取り組んでいく決意である。

以上

### ◎死刑廃止を推進する議員連盟

## 小川敏夫法務大臣による死刑執行に抗議する

2012年3月29日

小川敏夫法務大臣殿

【緊急声明】死刑の執行に抗議する

死刑廃止を推進する議員連盟  
会 長 亀井静香  
事務局長 村越祐民

私たち「死刑廃止を推進する議員連盟」は、小川法務大臣が本日、三名の死刑囚の方（松田康敏氏、古沢友幸氏、上部康明氏）に死刑を執行したことに、強い怒りと無念の気持ちを表明します。

死刑は国家による殺人行為であり、いかなる場合にも認められるべきではありません。これは人類が長い歴史の中

で幾多の犠牲を払って遂に克ちえた教訓であり、地域・国家の別を問わない普遍の真理であります。世界のほぼ全ての先進国を含む七割の国々が法律上または事実上すでに死刑制度を廃止しており、死刑制度との決別は世界的潮流であるといえます。

一昨年の7月28日を最後に、1年8カ月の間、我が国で死刑執行は事実上停止しておりました。前回の執行を契機に発足した法務省の「死刑の在り方についての勉強会」においては、人の命を奪う死刑制度の存否について、法の在り方そのものに踏み込んだ検討がなされないまま、突然の打ち切りが告げられました。

当議連としても、国会における死刑制度調査会の設置、代替刑としての重無期刑の創設、死刑評決の全員一致制導入など、死刑制度の存続の是非を巡る抜本的な立法提案を準備中であり、まさに国民的議論が始められると期待していた矢先に、不意打ちのような形で今回の死刑執行が行われたことに、強い失望の念を禁じ得ません。

今回三名に対する死刑執行に強く抗議するとともに、これ以上の死刑執行を即時に停止することを強く求めます。

以上

### ◎日本弁護士連合会

## 会長声明

死刑執行の再開に強く抗議し、死刑執行を停止し死刑廃止について全社会的議論を開始することを求める会長声明

本日、東京、広島、福岡の各拘置所において、それぞれ1名に対する死刑の執行が行われた。極めて遺憾な事態であり、死刑執行の再開について強く抗議する。

当連合会は、本年2月24日、野田内閣総理大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを求める要請書」を提出し、さらに同年2月27日、小川法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講じることを求める要請書」を提出して、国に対し、直ちに死刑の廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止することを改めて求めたところである。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、日本政府は、国連関係機関からも繰り返し、死刑の執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう勧告を受けている。また、本年2月には、欧州議会が小川法務大臣を名指しして死刑の執行を行わないよう求める決議を採択していた。そのよう

な中で、全社会的な議論が尽くされるどころかその方針も立てられず、また議論の前提となる情報も提供されないまま、死刑の執行が再開されたことになる。

近時、法務省内部で行われてきた「死刑の在り方についての勉強会」が終了し、その報告書が公表されたが、これでは死刑廃止についての全社会的議論がなされたとは到底言えず、今回の執行はむしろ全社会的議論を封じるものと言わざるを得ない。

今こそ、死刑の執行を停止した上で、政府が中心となって、死刑に関する情報を広く国民に公開し、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとることによって広く国民的な議論を行うべきである。

よって、当連合会は、死刑執行の再開に対し強く抗議するとともに、死刑執行を停止し、死刑制度の廃止について全社会的議論を直ちに開始することを求めるものである。

2012年（平成24年）3月29日

日本弁護士連合会会長 宇都宮 健児

## ◎第二東京弁護士会

### 死刑執行に関する会長声明

2012年（平成24年）3月29日

第二東京弁護士会 会長 澤井 英久

11（声）第13号

本日、東京、広島、福岡の拘置所において、3名に対する死刑の執行が行われた。誠に遺憾と言わざるを得ず、強く抗議するものである。

わが国では、刑罰制度として死刑制度を存置しているが、死刑はかけがえのない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、その可能性を完全に奪うという問題点を内包している。また裁判は常に誤判の危険を孕んでおり、死刑判決が誤判であった場合にこれが執行されてしまうと取り返しがつかないという根本的な問題もある。

国際的にみた場合、2012年（平成24年）現在の死刑廃止国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む。）は141か国、死刑存置国は58か国であって、世界の3分の2が死刑を廃止ないしは停止している。死刑廃止が国際的にも大きな潮流であることは明らかである。

このようななか、日本弁護士連合会は、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、昨年10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策

の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択した。当会もこれまで死刑の執行に際し、繰り返し執行停止を要請してきたが、今回の死刑の執行は、全社会的な議論が尽くされるどころかその方針も立てられず、また議論の前提となる情報も提供されないまま、死刑の執行が再開されたものである。今こそ、死刑の執行を停止した上で、政府が死刑に関する情報を広く国民に公開し、広く国民的な議論を行うべきである。

当会は、死刑執行を停止し、死刑制度の廃止について全社会的議論を直ちに開始することを重ねて求めるものである。

## ◎死刑廃止を求める市民の声

### 抗議文

法務大臣・小川敏夫様

死刑廃止を求める市民の声

弥永健一（埼玉県）清水早子（沖縄）

加賀谷いそみ（秋田県）奥田恭子（愛媛県）

井上澄夫（埼玉県）

2012年3月29日

本日、3月29日朝、あなたの命令によって、広島、東京、福岡の各拘置所で、上部康明さん、古沢友幸さん、松田康敏さんの3人の死刑囚に死刑が執行された。

昨年、2011年は1992年以来、19年ぶりに丸一年間死刑が執行されなかった。私たちはその事態を心から歓迎し、今年以降も死刑執行ゼロ年が続くことを切望していた。そして死刑廃止を求める友好団体とともに、あなたに死刑を執行しないよう申し入れる準備を続けていた。

しかしあなたは、1年8カ月ぶりに死刑執行の再開を強行した。一気に3人もの生命（いのち）を絶ったのだ。

死刑廃止を求めてきた私たちは、人間としての最大限の怒りをこめて、あなたの暴挙に抗議する。



29日午前11時の記者会見であなたは「刑罰権は国民にある」とのべ、まるで国民が死刑を執行したかのように強調したが、死刑執行命令書に署名したのは執行の権限を持つあなた自身であり、署名しないという選択もあり得たのだ。実際在任中死刑を執行しなかった法相は幾人もいる。

死刑執行を強行した自分の責任を国民一般になすりつけるあなたの卑劣な姿勢を私たちは許さない。

あなたはまた2010年発表の政府の世論調査で、死刑容認



派が85%を超えたことを執行の理由として挙げた。私たちはあなたに問いたい。「法の厳正な運用が世論調査の結果によって左右されているのか、世論のありようにかかわらず、法の運用を理性によってのみ行なうのが法務行政ではないのか」と。

今や世界の大勢はどんどん死刑廃止の方向に向かっている。国際人権擁護団体「アムネスティ・インターナショナル」によれば、昨年死刑を執行した国は国連加盟国など198カ国のうち20カ国にとどまっている。死刑維持国は57で、10年以上死刑を執行していないケースを含めた廃止国は141カ国、すなわち世界の71%に上るのだ。

その趨勢は世界中で人権意識が高揚し、死刑という「国家による殺人」を容認しないことが普遍的な常識になってきたことを如実に示している。

その大勢に照らしてみれば、日本がいかに人権意識の希薄な国であるかがわかっていくというものだ。この国で今もお残虐で野蛮な刑罰が容認されていることを恥じるどころか、その現実を死刑執行という国家暴力発動の根拠にする態度は国際的な糾弾の対象である。

私たちはあなたが今回の暴挙への反省を公にし、二度と死刑を執行しないと公約することを強く要求する。そしてその意志がないならただちに法相を辞することを要求する。

## ◎死刑廃止フォーラム in なごや 死刑執行に強く抗議する

報道によると、東京拘置所で古澤友幸氏、広島拘置所で上部康明氏、福岡拘置所で松田康敏氏に対して、本日死刑が執行された。これは民主党政権下で1年8カ月ぶり2度目の死刑執行である。小林法務大臣は、以前より「死刑執行は法相の職責」と発言していたが、法務大臣の本来の職責は生命の尊厳を尊重することであって、決して生命を絶つことではない。

最近、アムネスティ・インターナショナル日本は小林法務大臣を訪問し死刑制度に関して、国民的議論の場の設置、執行停止の維持、執行の告知、情報公開などの改善、精神疾患患者への執行停止の適正な運用、死刑廃止に向けた政治的リーダーシップの必要性、という五点に関して要請をおこなった。

また日本弁護士連合会は、野田内閣総理大臣に対して「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを求める要請書」を、小川法務大臣に対しては「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止すると

ともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講じることを求める要請書」を手渡した。

さらに死刑廃止フォーラム90は、「法務大臣が死刑執行命令書を出すことは職責ではないこと」を訴え、要請を行っていたのである。

以上のような各方面からの強い要請にもかかわらず、それらを全く無視する仕方で行われたことに私たちは強く抗議する。

死刑制度が生命の尊厳を踏みにじることは明らかだが、私達は、死刑がその他の点でも以下のような問題を抱えていることを指摘してきた。

1. 現時点では、;まず死刑執行を停止し、死刑制度の是非について広く議論しなければならないこと。
2. 恣意的な死刑執行が懸念されること。
3. 足利事件、布川事件などで無罪になったことを踏まえるならば、死刑事件でも飯塚事件、袴田事件、など冤罪の可能性が否定できないこと。
4. 死刑と無期懲役刑の境が明確ではないこと。
5. 死刑執行にたずさわる刑務官は大きな負担を強いられる。
6. 死刑制度には特別の犯罪抑止力はないこと。

私達は今回の執行を決して容認することはできない。今回の死刑執行は、死刑廃止を目指す日本の多くの人々のみならず、全世界の多くの人々の期待をも裏切るものである。私たちは、ここに今回の死刑執行にあらためて強く抗議し、今後も死刑廃止のために地道な努力を続けていくことをここに宣言する。

2012年3月29日

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本 御器所グループ、なごや栄グループ、わやグループ、死刑廃止フォーラム in なごや

連絡先：稲垣法律事務所 Fax052-937-5492

## ◎死刑を止めよう」宗教者ネットワーク 死刑執行抗議声明

法務大臣 小川 敏夫 殿

「死刑を止めよう」宗教者ネットワークは、本日、わが国において死刑が執行され、3名の命が奪われたことに強く

抗議します。

私たち「死刑を止めよう」宗教者ネットワークは、本日、古沢友幸さん(東京拘置所)と上部康明さん(広島拘置所)と、松田康敏さん(福岡拘置所)に死刑が執行されたことに強く抗議します。今月9日、省内勉強会「死刑の在り方についての勉強会」を打ち切り、死刑制度の見直しについての議論を自ら封じ込めて、今回の執行を強行したことは決して許されることはありません。私たちは重ねて、死刑執行の即時停止を強く要請いたします。

日本政府は一貫して、「国民のほとんどが死刑の執行を支持している」という「国民感情」を盾に、死刑存置を主張してきました。これに対して、2008年10月、国際人権(自由権規約)委員会は、「日本政府は世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである」という所見を提出しています。国際社会から求められているこうした要請に応えず、死刑制度についての議論の場を打ち切り、死刑執行を継続することは、命を奪う死刑制度の問題を国内の問題として矮小化していることに他なりません。

私たち宗教者は、加害者の更生に取り組み、被害者の救済について考えてきました。生まれつきの悪人などこの世にはおらず、人は人とのかかわりあいによって、善くも悪くもなり得ます。しかし、現代社会は、弱い者を切り捨て強い者だけが生き残る社会、自分を守るために暴力をふるうことが正義とされる社会です。このような社会のあり方は、現代人-特に若者たちの心に、深刻な影響を及ぼしています。このような社会のあり方を私たち自身を変えないかぎり、いくら厳罰化を推し進めても、犯罪の悲劇はなくなる不会でしょう。私たちは一人ひとりの命の尊厳を大切に、人と人との関係を変えていくことで、犯罪抑止への道を歩みたいと思います。死刑の執行停止はその第一歩です。

私たちは宗教者の立場から、力ではなく悲しみと慈しみによって罪を克服し、どんな人の命も尊重される社会の実現を目指して、死刑執行の即時停止と死刑制度の廃止を訴えつづけます。

2012年3月29日

「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク

◎日本キリスト教婦人矯風会

## 死刑執行に抗議します

2012年3月30日

死刑執行に抗議します

法務大臣 小川敏夫様

日本キリスト教婦人矯風会は、東京拘置所の古澤友幸氏、広島拘置所の上部康明氏そして福岡拘置所の松田康敏氏の3人の死刑確定者に対して3月29日死刑が執行されたことについて抗議します。

死刑は今生きて、息をしている人の生きる権利を奪う、残虐な刑罰です。

それゆえに、世界の潮流は死刑を廃止、又は停止しているのです。

小川法相は記者会見で世論が死刑を支持している事を根拠の一つにしていますが、死刑は非人道的な刑罰で国際人権基準に反するものです。国連総会で世界的に死刑の執行停止を求める決議が2007年採択されています。国内法の内容が国際人権基準に反するものである現状において、法相の職責は刑の執行にあるのではなく、死刑の廃止を求める声を聞き議論を深める環境をつくる事ではないでしょうか。まずは死刑の執行を停止し、死刑廃止に向けた議論を深める事を強く要請します。

日本キリスト教婦人矯風会 会長 佐竹順子